

(別紙2)

審査の結果の要旨

氏名 中西 啓太

明治憲法の制定と前後して、新憲法下の地方自治制に変わるまで続く地方制度が整えられた。従来この体制は、議会をもつ府県や市町村の自治が内務省や官選の知事・郡長の権力により制約されていたと、戦後地方自治制との対比で理解されていた。これに対して本論文は、国からの負担転嫁を受けながらなぜ地方が安定していたのかと問いを立て、行政の各レベルでの相互作用と調整とにその答えを求める。

実証的には、内務省と埼玉、群馬、東京の旧府県行政文書の該当する時期のものを悉皆調査して精読し、他の史料と合わせて制度の詳細と実際の運用をたどる。第一部では町村条例に注目し、当初は認可権を活用して制度の趣旨から外れる町村の動きを規制していた内務省が、数年のうちに条例制定自体に消極的になり、明治後期には範例を示して町村の条例を精緻化・標準化させる一方で、認可を必要としない規程等として町村の事情に合った制度を認めるようになったこと、第二部では、内務省が府県の照会に対して先例となる公式の指令以外に地方に決定をゆだねる非公式の回答を行ない、全国的な制度の実施に際して県や郡がそれぞれ地域の町村に対処しやすい方法を示したことなどを明らかにした。これにより、内務省の下での地方行政が、内務省、府県、郡、市町村という縦の系列での相互作用を通じて、明示的な制度や高等官が主導した地方改良運動だけからは窺えない、町村の実情にあった施策を可能にしていたことを示した。また第五章では大蔵省－税務署系列での所得税賦課をめぐることも、調査委員が地域の実情を反映する体制が作られたものの十分に機能せず、政党を通じての帝国議会での調整が期待されたことを指摘した。第三部では国税に移管された営業税に代わって地方の財源となった営業税付加税の徴収が、関係する府県や市町村の協議によってなされたことを示し、遠隔地の地方行政機関間の調整の役割の大きさを明らかにした。そして、この時期の地方行政が中央政府の強引かつ未熟な施策を相互作用と調整によって現実的な体制に帰着させるよう機能したことが、近代国家としての急速な発展に必要な地方への負担転嫁を可能にしたと結論付ける。

これにより、内務省の判任官、県の官吏、郡長らの役割、また行政町村や地域の有力者が旧慣の維持や公共事業の財源確保のために取り得た方策とその限界といった、地域社会と国家の関係を見通すに必須でありながら従来あまり注目されていなかった論点について、はじめて一貫した展望が示された。検討の対象時期や地域は限りがあるが、本論文が提示した地方行財政史の枠組みは中央の政治史から地域史に至る従来の様々な研究成果を統合的に理解する手掛かりとして大変有用であり、今後の各分野の研究に大きな影響を与えるものである。そこで、本委員会は当該論文が博士（文学）の学位を与えるにふさわしいものと判断する。